

○給与所得者に対する注意事項②

◎還付のための申告は、ご自分で作成して、早めに提出しましょう！

※ 多額の医療費を支払ったり、平成28年中に住宅をローンで購入された場合などで源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の還付を受ける方は、確定申告が必要です。

※ 確定申告書の作成に当たっては、復興特別所得税の記入漏れのないようご注意ください。

- 平成28年分以降の所得税及び復興特別所得税の確定申告書には、マイナンバー（個人番号）の記載が必要となります。
また、税務署にマイナンバー（個人番号）を記載した申告書等を提出する際は、マイナンバーカードなどの本人確認書類の提示又はその写しを申告書等に添付する必要があります。
なお、マイナンバーカードを利用してご自宅等のパソコンから e-Tax で送信する場合は、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。
（注）控除対象配偶者及び扶養親族の方の本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。
- 還付金の受取りは、銀行などへの振込みをできるだけご利用ください。なお、振込みする口座は、申告される方ご本人の名義のものに限ります。
- 平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付期間（確定申告期間）は、平成29年2月16日（木）から同年3月15日（水）までです。
なお、還付申告は、平成29年2月15日（水）以前でも行うことができます。
- 税務署の閉庁日（土・日曜・祝日などの休日）は、通常、相談及び受付は行っておりませんが、申告書は、e-Tax による送信又は郵便若しくは信書便による送付又は税務署の時間外収受箱への投函により、提出することができます。
- 「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書等は、e-Tax により送信することができます。また、印刷して税務署へ郵送等により提出することもできます。

申告書は、国税庁ホームページで作成できます！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、ご自宅のパソコン等から申告書を作成することができます。

当コーナーでは、**給与所得者又は年金所得者**の方向けの申告書作成画面をご用意しています。初めての
方でも操作がしやすい画面となっておりますので、是非ご利用ください。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダライタを準備すれば「e-Tax（電子申告）」を利用して提出できます。また、印刷して郵送等により提出することもできます。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

(注) 住民基本台帳カードの電子証明書は、有効期間内であれば、新たにマイナンバーカードの交付を受けるまで、引き続き e-Tax でご利用いただけます。